

高等学校の要請による在籍中学校から進学先高等学校への情報提供に係るガイドライン

山梨県教育庁

特別支援教育・児童生徒支援課

1 目的

進学先高等学校（以下「高等学校」という。）の要請により、在籍中学校（以下「中学校」という。）から高等学校へ特別な支援を必要とする生徒に係る情報を提供することにより、当該生徒のより円滑な高等学校生活に資することを目的とする。

2 対象生徒

次の2点を満たす者とする。

- (1) 本人及び保護者が本ガイドラインに基づく情報提供に同意をした生徒（別紙同意書）
- (2) 高等学校長が高等学校生活を送る上で特別な支援を必要とすると判断した生徒

3 情報提供する内容

- (1) 個別の教育支援計画を作成している場合

①個別の教育支援計画

※中学校において、個別の教育支援計画を作成している生徒については、当計画を情報提供することを原則とする。

- (2) 個別の教育支援計画を作成していない場合あるいは作成しているが個別の教育支援計画の引継ぎには同意が得られない場合

①中高連携シート（別紙様式）

※中学校において、個別の教育支援計画を作成していない生徒あるいは作成しているが引継ぎに同意が得られない生徒のうち、情報提供の必要があると判断した生徒について作成し情報提供する。

- ②その他、本人及び保護者の同意を得た上で、中学校長が高等学校長へ提供することが望ましいと判断した情報

4 情報提供の方法・時期

- (1) 方法

①高等学校長は、当該校での生活を送る上で特別な支援が必要とする生徒であると判断した場合、中学校から高等学校への情報提供に係る本人及び保護者の同意を得た後、別紙「様式1」により中学校長へ依頼する。

②中学校長は、別紙「様式2」を添付した上で、高等学校長へ情報提供する。

③中学校担当者と高等学校担当者が情報共有するための会議を設定することに努める。ただし、学校間で別の方法を取り決めた場合はこの限りではない。

- (2) 時期

中学校長は高等学校長からの依頼を受けた後、速やかに情報提供する。

5 提供された情報の取扱い

高等学校長は、中学校長から提供された情報を次により取り扱う。

- (1) 校内委員会を開催し、提供された情報を共有する。
- (2) 提供された情報を踏まえ、高等学校ででき得る合理的配慮等を検討し、実践する。
- (3) 中学校から個別の教育支援計画を引き継ぎ、高等学校においても作成する確認をした場合、本人及び保護者の同意を得た上で、当該校としての計画を作成する。
- (4) 高等学校で実践する合理的配慮等の支援内容については、適宜評価を行い、必要に応じて改善するなどPDC Aサイクルの視点を持つ。
- (5) 提供された情報については、個人情報保護及び管理に留意し、5年間保管する。

6 中高連携シートの記入方法

中学校長は、中高連携シートの作成について本人及び保護者の同意を得るとともに、個人情報の取扱いに十分留意する。

中学校長は、当該生徒が高等学校生活を円滑に送るために必要な情報を記入する「中高連携シート」を作成する。

「中高連携シート」の記入方法は次のとおりとする。

- (1) 記入できる項目・内容のみを記入する。
- (2) 「高校生活を送る上で必要な情報」欄には、該当する特性等にチェックを入れる。
(「□」をクリックすれば「☑」となる) 「特記事項」と「配慮事項」は自由記述とし、中学校生活の中で見られた特徴的な出来事や取り組んだ具体的な配慮内容等を記述する。
- (3) 「得意なこと・趣味等」欄には本人が興味関心を示すものを記入する。
- (4) 「進路希望」欄には希望する高等学校卒業後の進路希望先や将来就きたい職業、将来の夢等、支援の参考となる事項を記入する。
- (5) 「保護者の希望」欄には、高等学校での支援に係る合意形成の参考となる事項を記入する。
- (6) 「その他」欄には、心理検査等の検査情報、(2)で記入した配慮事項以外に提供した合理的配慮等の内容を記入する。

附 則

このガイドラインは、令和3年2月5日から施行する。

このガイドラインは、令和5年1月31日に改訂し、施行する。

このガイドラインは、令和8年1月30日に改訂し、施行する。